[事案 28-261] がん保険金支払請求

· 平成 29 年 5 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

膀胱がんと診断されたため、がん保険金を請求したが、支払われたのは非浸潤性がんも保障 対象とする少額の特約保険金であったことから、がん保険金と支払われた特約保険金の差額の 支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年5月に契約した終身医療保険について、以下の理由により、がん保険金と支払われた特約保険金の差額を支払ってほしい。

- (1)本膀胱がんは、早期に発見・治療されたため、非浸潤性がんであったが、放置していれば 浸潤性がんに進行する可能性があるので、支払対象にすべきである。
- (2) 非浸潤性がんを、がん保険金の支払対象外とすることは不当である。
- (3) 非浸潤性がんが、がん保険金の支払対象外であることについて説明がなかった。
- (4) 本膀胱がんががん保険金の支払対象にならないとしながら、後日、増額申込みに応じなかったことは矛盾している。

<保険会社の主張>

本膀胱がんは、がん保険金の支払対象となる悪性新生物には該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の説明義務違反は認められず、がん保険金の支払対象とは認められないため、支払われた特約保険金との差額の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。